

様式第5号(第12条の33関係)

単身赴任届

平成 年 月 日提出

任命権者	職名	氏名	印
勤務公署名	所在地		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居(□本人 □配偶者) <input type="checkbox"/> 4その他() 上記事実の発生日 年 月 日		

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第12条の33の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

(住民票等証明書類 通添付)

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄)
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。(入居年月日)
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	2号紙の(1)に記入
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	2号紙の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	2号紙の(3)に記入

※決定事項記入欄

上記のとおり確認し、 <input type="checkbox"/> 単身赴任手当の月額を 円と決定する。 <input type="checkbox"/> 規則第12条の30の規定による加算額を 円、単身赴任手当の月額を 円と決定する。							
平成 年 月 日							
制度改正による支給額の改定	平成 年 月 分から改定 加算額 円	決裁	職名				
	平成 年 月 日決裁 手当月額 円	決裁	印				
	平成 年 月 分から改定 加算額 円	決裁	職名				
	平成 年 月 日決裁 手当月額 円	決裁	印				

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

(裏面)

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し(新規の場合は理由の1にのみレ印を付する。)、理由の4に該当する場合は内容を()内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいう、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となつた公署を異にする異動をいう。
- 6 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 国家公務員又は他の地方公共団体の職員等から人事交流等若しくは公益的法人等派遣法第10条第1項に規定する採用により引き続き給料表の適用を受けることとなつた者又は公益的法人等派遣条例第2条第1項に規定する派遣から職務に復帰した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。
- 8 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 異動に伴つて配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 10 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順序に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 11 別居後に配偶者を欠くこととなつた場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- 12 ※欄には記入しないこと。